

旅券手数料の改定について

在留邦人の皆様へ

令和8年6月5日
在ポルトガル日本国大使館

- 1 2026年5月22日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5月7日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、これらの法令の施行日である日本時間令和8（2026年）年7月1日午前0時（日本時間、ポルトガル時間とも）以降の申請分から適用されます。
- 2 旅券の手数料額は、オンライン申請の場合、18歳以上向けの有効期間が10年の旅券は現行の15,900円から8,900円に、18歳未満向けの有効期間が5年の旅券は、現行の12歳以上が10,900円、12歳未満が5,900円から4,400円に、それぞれ引き下げられます。詳細は次の外務省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。お住まいの国・地域における手数料額（現地通貨等）については、7月1日以降に、申請先の在外公館ホームページに掲載される予定ですので、ご確認ください。

○外務省 HP

（リンク先：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html）

- 3 今回の手数料の改定に伴い、本年7月1日以降に申請する方が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性があります（注）。7月に旅券の更新等が必要な方は、十分に時間的余裕をもって申請するように、ご注意ください。
※注：外務省ホームページ（上記2のリンク先ページ）では、日本国内で申請する場合、7月1日以降当面の間は約4週間（通常時は約2週間）を要する旨の記載がありますが、海外で申請する場合は、5～6週間（通常時は3～4週間）程度を要する可能性があります。
- 4 外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、6月1日から8月31日まで、一般向けの電話相窓口、「パスポート相談特設ダイヤル」を設置の上、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応しています。

以上